

令和6年度 有害鳥獣被害防止事業の補助金申請について

安来市では、有害鳥獣による農作物被害の防止対策として補助を行っています。

補助対象事業や補助事業者の範囲、補助率は以下のとおりです。

対象事業	<ul style="list-style-type: none">・カラス等の鳥類およびイノシシ・ヌートリア等の獣類被害防止対策実施に係る簡易な防護壁、防護柵、防護網、支柱、電気牧柵及び爆音機等の設置（市内に設置したものに限る） <p>※おり・わな、爆音機のガスボンベ、電気牧柵のバッテリー等の消耗品については補助対象外です。</p>
補助事業者の範囲	<ul style="list-style-type: none">・市内で農地等を有し又は維持管理をする農林作物生産者個人、農林作物生産者を有する集落組織及び営農集団。
補助率	<ul style="list-style-type: none">・購入費（檻、わな、爆音機のガスボンベ、電気牧柵のバッテリーに要する費用を除く。）の1/2以内（100円未満の額は切り捨て）の額とする。・補助金の交付上限額は、個人による申請は10万円、集落組織及び営農集団による申請は30万円までとする。
備考	<ul style="list-style-type: none">・当年度内に1回のみ申請でき、原則年度内に購入・設置したものを対象とします。・他の補助事業と重複して申請する事はできません。・申請者が多数の場合は、予算の都合上、補助金の交付ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 申請書提出期限 令和6年12月27日（金）

（1月以降の設置補助についてはお問い合わせ下さい。）

※ 申請には、設置費用明細書、設置状況写真、設置場所付近見取り図を添付して下さい。

※ 「申請書の提出」と「お問合せ」は、安来市農林振興課（伯太庁舎）へ

〒692-0207 安来市伯太町東母里580
安来市 農林振興課 有害鳥獣担当
電 話 0854-23-3335
FAX 0854-23-3382